

北広島町農業委員会第6回総会議事録

事務局 (第6回北広島町農業委員会総会開会宣言)

副町長 (あいさつ)

会長 (開会あいさつ)

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

7番 12月16日に地区担当推進委員と現地調査をしました。譲渡人と譲受人は本家と出家の関係です。譲渡人が本家で、現在は県外に住んでおられこちらに家はありません。譲受人は、娘夫婦が継いで家を建てて住んでおられ、主に娘婿さんが耕作をされております。申請地は譲受人へ5年契約で貸借されており、今年で満了となることから譲渡人へ返そうとされたところ、譲渡人はこちらに住んでいないこともあり、譲受人へ譲渡することとなりました。従前から娘婿さんが草刈りをして管理されておられたので問題はないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

7番 摘要欄にもありますが、譲受人はもともと申請地に実家があり、耕作を譲渡人へお願いをしていましたが、実家の家を解体し、農地の整理もされたいという思いから、譲渡人へ譲渡することとなりました。譲渡人は、機械を所有して耕作をされていることから問題はなく、許可相当と考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委員 異議なし(挙手全員)
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号3番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案を読み上げる。)
- 15番 譲渡人は、父からの相続を受け農地を取得しましたが、県外在住で耕作は困難であることから、以前から農地を受けてくれる人がいないかと相談を受けていました。地元の法人へ尋ねたところ、売買の話が出ているとのことで見守っていました。譲受人は地元の方であり、きちんと管理をしていただけるのではないかと思います。
- 会長 この件についてご意見ご質問等ございませんか。
- 9番 譲受人は、申請地を取得して何をされようと考えているのか。
- 15番 田は田として活用し、一部木が植えられているところは後の5条申請で駐車場を計画されている。
- 9番 この地域は法人が耕作されているが、本人は自作されるのか。
- 15番 3反は自作されている。その他は法人へ預けている。
- 9番 この申請地は法人へ預けず、自作されるのか。
- 15番 自作されるとのことです。
- 10番 譲渡人の3条申請と5条申請の面積を足しても経営面積にならないが、この差は何か。
- 事務局 経営面積は、現況が非農地の農地については含まれていない。3条と5条の合計面積から5条の現況宅地部分 191㎡と農業用施設届の 100㎡を差し引くと、4,791㎡となる。
- 会長 その他にご意見ご質問はございませんか。
- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて、第5回総会で保留となった番号3番の案件について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (資料及び概要について説明。)

会 長 前回の審議で、以前に3条申請で取得した農地が耕作されていない状況で、新たに農地を取得することについて疑義が生じたため、以前取得した農地の現況調査と営農計画の提出を求めることとして保留となりました。その後提出された申立書等資料をもとに審議を行い許可するかを決めたいと考えます。担当委員から補足説明がありますか。

5 番 申立書によりますと、譲受人は手術後の体調が思わしくなく、農作業が困難であったことのことです。また、これは以前受けられた農地の現地写真ですが、除草剤を散布しきれいにされておられます。譲渡人に再度面談しましたが、耕作者への譲渡はかなわなかったが、作業受託については内諾をいただいているとのことでした。申立書の最後には、地域での農地の利用調整に協力するとあります。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

1 2 番 この写真は以前許可を受けた農地か。

事 務 局 その通りです。

会 長 この前回の許可の際に提出された営農計画書には、残土を持ち込んで土地改良を行うといった記載があったか確認してほしい。

事 務 局 残土を持ち込んで、といった記載はありませんが、柿と野菜を栽培していきたいという記載はあります。

5 番 申立書には、盛土をする必要があることが記載されています。

1 1 番 この申立書からは具体的な計画がわからないので心配だ。

会 長 前回の許可においても経営計画に疑義が生じたため、営農計画書を提出してもらった経緯がある。この申立書をふまえて、担当委員がどのようにとらえているかが重要である。その担当委員から大丈夫という意見で提案されている。

1 0 番 柿は8年ほどしないとならないと思うが、経過観察はどの時点までなのか。木が生育するまでなのか、実がなるまでなのか。

会 長 その判断が農業委員会に求められている。転用前提での農地取得は認められないので、農業委員会として指導をしていかなければならないが、門前払いもしてはならない。

2 番 先日担当委員と前回許可分担当委員、職務代理者、事務局と書類を提出した行政書士と協議しました。また、個人的に現地確認へ行き、耕作者へ聞き取りをしました。内容は担

当委員から説明があったとおりであり、また、行政書士へは「3条許可で農地を取得するにあたり」といった説明文を渡して譲受人へ説明をするよう伝えました。総合的に判断すると、前回許可分の農地の営農計画が遅れていることをもって、今回の申請を許可しない事由とはならないのではないかと考える。

職務代理者 来春からの耕作者はどうなるのか。

5 番 現時点では未定だが、従前の耕作者が作業を受けてもいいと言われている。

会 長 前回許可分の営農計画が変更になったなら、変更後の計画の提出が必要であり、また今回申請分についても取得後の営農計画が必要ではないかと考える。許可後に営農計画書の提出を依頼し、指導していくということではどうか。

会 長 その他にご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番(第5回総会)について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手多数)

会 長 挙手多数です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号4番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

会 長 12月19日に8番委員と地区担当推進委員と現地調査を行い申請者へ面談を行いました。現在の墓地は、申請人の自宅から10数メートル高い山の中腹にあり、高齢になり墓参りが困難になったため、墓地の移設を申請地へ行いたいとのことです。申請地は畑として管理していましたが、もともと条件が良くないこともあり、耕作が困難になっているようです。周辺に農地はなく影響はありません。被害防除措置も講じられております。このことから許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

- 委員 異議なし（挙手全員）
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号5番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 （議案を読み上げる。）
- 12番 12月12日に3番委員と地区担当推進委員と現地調査を行いました。農地区分や転用目的等は摘要欄のとおりです。周辺農地の営農条件に支障はありません。事の発端は、里道を廃止しその代わりの道を新設するにあたり、事務所兼倉庫がある申請地が農地のままであったことが判明したため申請するよう指導を行ったということです。以上の事から許可相当と判断しました。
- 会長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。
- 2番 その建物は築何年になるのか。
- 16番 今年の7月か8月に建てられたのではないかと思う。農地パトロールの時には建っていた。
- 1番 建物を建てる前に宅地になっていたのか。田を宅地にしたのはいつなのか。
- 2番 始末書を読み上げてほしい。
- 事務局 （始末書を読み上げる。）
- 会長 その他にご意見ご質問等はありませんか。
- 委員 （異議なし）
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委員 異議なし（挙手全員）
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

- 会長 番号6番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 （議案を読み上げる。）
- 15番 先ほどの3番案件で説明しましたが、3条申請と同時に申請されました。会社の駐車場

にされるということで、農地区分及び転用目的は摘要欄のとおりです。許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

職務代理者 従前から駐車場はあったかと思うが、さらに駐車場を作られるのか。

15 番 従業員が増えたため、従来の駐車場が手狭になり駐車場が必要となった。

9 番 周辺の農地への影響はありませんか。

15 番 圃場整備田から離れた川向こうの農地であり、影響は考えられません。2番委員と現地を確認しました。

会 長 その他にご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号7番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

5 番 12月13日に、13番委員と地区担当推進委員と3名で譲受人へ面談を行いました。譲受人は建設業を営んでおり、事業拡大に伴い既存の資材置き場が狭くなり、譲渡人から、会社に隣接する申請地を購入する話がまとまり申請に至りました。譲渡人へは電話で聞き取りを行い確認しました。転用面積は妥当で事業規模に見合っております。また、周辺農地への影響はなく以上の事から許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第4号 農業用施設転用届について

- 会 長 番号8番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 11番 12月11日に地区担当推進委員2名と現地調査しました。亡くなった申請人の父が、申請地へ農業用倉庫を建築し現在も使用しておられます。適正化のため今回の申請になりました。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号8番について農業用施設転用届を受理することに賛成される委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって届出を受理することに決定しました。続いて番号9番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 8番 12月12日に会長と地区担当推進委員と現地調査を行いました。申請人の先代が昭和60年頃に倉庫を建てられ、農業用倉庫として使用し現在に至るということです。この度適正化を図るため申請をされました。この倉庫があることにより、周辺農地や水路等に影響はなく、面積も適当であり受理妥当と考えます。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号9番について農業用施設転用届を受理することに賛成される委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって届出を受理することに決定しました。続いて番号10番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)

- 15 番 先ほどの3条申請で譲渡した農地です。農業用倉庫が建っておりましてので、譲渡人が申請人として届出を行い、倉庫とあわせて農地を譲り渡すこととなります。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号10番について農業用施設転用届を受理することに賛成される委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって届出を受理することに決定しました。続いて番号11番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 1 番 12月16日に17番委員と地区担当推進委員と現地調査を行いました。位置図及び現況地番図をご覧いただくと、神社が裏にあり、宅地の近くということから周辺農地への影響はありません。長年農業用倉庫として利用していたことから始末書添付により整理をされました。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号11番について農業用施設転用届を受理することに賛成される委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって届出を受理することに決定しました。

議案第5号 非農地証明申請について

- 会 長 番号12番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 4 番 12月11日に地区担当推進委員と現地を確認しました。申請地は山際にあり、申請人が耕作放棄され現在に至っている。現地は原野化しており、農地への復元は困難と判断

し受理妥当と考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号12番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号13番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

4 番 12月11日に地区担当推進委員と現地調査を行いました。申請地は耕作条件が悪く、山際に位置することから長年耕作をしておられず、原野化しておりました。申請人は高齢で耕作の意思もなく、農地への復元が困難であると判断し受理妥当と考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

12番 申請地3筆のうち、2筆宅地に挟まれているが、原野化しているとは具体的にどうなっているのか。

会 長 自宅裏の農地は以前担当委員と確認したことがある。草が生えており、農地への復元はできないと考える。機構集積関連のため農地の整理が必要となり手続きをされた。

会 長 その他にご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号13番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号14番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

11番 12月11日に地区担当推進委員2名と現地調査を行いました。申請地は山中にあり、

いずれも山林化しておりました。農業用水はなく、進入路もないため農地への復元は困難と考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等ございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号14番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。

議案第6号 農地利用状況調査に伴う非農地の承認について

会 長 内容について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げて説明。)

会 長 この件についてご意見ご質問等ございませんか。

1 番 備考欄の「農地台帳従前地目」とは、台帳上の現況地目ということか。

事 務 局 登記地目が非農地の場合は、台帳上での従前の現況地目を記載している。

会 長 他にご意見ご質問はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について承認をいただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって承認することに決定しました。

議案第7号 農用地利用集積計画について

会 長 内容について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げて説明。)これらは、農業経営基盤強化促進法第18号第3項各要件を満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。

議案第8号 農用地利用配分計画について

会 長 内容について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げて説明。)

会 長 それでは農用地利用配分計画について質疑に入ります。この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。
以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了します。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会 長 ⑩

議事録署名者 ⑩

議事録署名者 ⑩